

## 奈良県立大学リポジトリ運用委員会規程

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、奈良県立大学が所管する「奈良県立大学リポジトリ」（以下、「リポジトリ」と称する）の運用のための組織に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 ここでいうリポジトリとは、奈良県立大学関係者が作成する各種資料を登録・保存するシステムをさす。

### (委員会の設置)

- 第2条 本学に奈良県立大学リポジトリ運用委員会（以下、「委員会」と称する）を設置する。

### (所管事項)

- 第3条 委員会は次の事項を所管する。
- (1) リポジトリ運用のために必要な規則等の作成に関する事項
  - (2) リポジトリ運用のための各種システムの構築に関する事項
  - (3) その他、リポジトリの連用に関わる事項

### (構成)

- 第4条 委員会は次の委員をもって構成する。
- (1) 附属図書館長
  - (2) 学術情報委員会より1名
  - (3) 地域創造研究センターより1名
  - (4) 附属図書館係長（次長）
  - (5) その他、委員長が必要と認めた者
- 2 委員長は図書館長をもって充てる。
- 3 副委員長は委員の中から委員長が指名するものとする。

### (委員以外の者の出席)

- 第5条 委員会は必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (委員の任期)

- 第6条 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

### (会議)

- 第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会の議長の職務は、委員長が行う。
  - 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
  - 4 委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 5 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

附 則

平成29年度から設置する委員会の委員の任期については、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年2月7日から施行する。

附 則

第6条の規定にかかわらず、令和4年度の委員の任期については、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。